

掛川市外3組合公平委員会規則第1号

掛川市外3組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年4月28日

掛川市外3組合公平委員会

委員長（署名）

掛川市外 3 組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

掛川市外 3 組合管理職員等の範囲を定める規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

各任命権者共通	理事 部長 次長 課長 参事 主幹 室長 専門官
---------	--------------------------

」を

「

各任命権者共通	理事 部長 参与 課長 参事 主幹 室長 専門官
---------	--------------------------

」に、

「

病院	院長 副院長 医務局長 副医務局長 診療部長 診療科長 診療技術部長 室長 副室長 看護部長 副看護部長 看護師長 事務局長 経営企画専門官 総務係長 理財管理係長 人事、給与、サービス及び職員団体に関する事務を担当する職員（企画に関する事務を行う者に限る。）
----	--

」を

「

病院	院長 副院長 医監 医務局長 副医務局長 診療部長 診療科長 診療技術部長 室長 副室長 看護部長 副看護部長 看護師長 事務局長 経営企画専門官 総務係長 理財管理係長 人事、給与、サービス及び職員団体に関する事務を担当する職員（企画に関する事務を行う者に限る。）
----	---

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。